

企業団議会と議員定数のあり方に係る今後の進め方

○「企業団議会と議員定数のあり方に係る今後の進め方」については、平成26年10月1日開会の議員全員協議会において協議され、以下の囲みの通り決定されました。

平成26年10月から平成29年3月までの現行定数における企業団議会の運営等について、毎年、具体的な問題点、課題等の有無を確認し、その上で問題点等があれば、検討することとされた。
また、平成29年4月以降の定数増の3年間程度も同様の取扱いとし、この2つの結果をベースに議論、協議することとされた。

なお、その際に、詳細な進行など整えておくべき点が指摘されましたので、それらを含め、以下の通り整理します。

○対象となる議員定数と問題点等を確認する期間

- ・現行議員定数（30名）：平成26年10月から平成29年2月定例会までの間
- ・3市町村との水道事業統合後の議員定数（33名）：平成29年4月から3年間程度

○異なる議員定数における議会運営等に係る問題点や課題等の確認、検討の方法

- ・1年間の任期中の定例会や議員全員協議会等の会議を主な対象として、その時点での議員定数における議会運営等に係る具体的な問題点や課題等（以下、「問題点等」とする）の有無を確認します。
- ・問題点等が有とされた場合は、それについての検討を行います。
- ・問題点等の有無を確認する時期は、原則として、2月定例会閉会後に議員全員協議会を開会して行います。

なお、その際に問題点等が有とされた場合は、原則として、引き続き、その会議において検討を行います。

また、2月定例会閉会以降に、臨時会や議員全員協議会が開会された場合は、その会議の閉会後に議員全員協議会を開会して、その会議に限って問題点等の有無を確認し、問題点等が有れば検討を行います。

○問題点等の有無と検討結果の次期議会への申し送り

- ・問題点等の有無の確認状況と有の場合の検討結果については、必要に応じて、次期議会へ文書により申し送りを行います。

○企業団議会と議員定数のあり方について協議を開始する時期

- ・対象の全期間における問題点等の有無の確認状況と有の場合の検討結果に基づき、企業団議会と議員定数のあり方について協議を開始します。

開始の時期については、平成29年4月から3年間程度を経過した平成32年（令和2年）7月に任期の始まる議会とします。

なお、協議の進め方については、平成32年（令和2年）7月に任期の始まる議会において決定します。